

新宿区立津久戸小学校外51施設照明LED化ESCO事業に係るプロポーザル募集要項

1 事業名

新宿区立津久戸小学校外51施設照明LED化ESCO事業
(以下、「本事業」という。)

2 プロポーザルの趣旨

教育施設の照明のLED化をESCO事業で実施し、学習環境に最適な照度確保と省エネルギー化の両立を図る。本プロポーザルにより事業者から提案を受け、より効果的な事業実施が可能な事業者を選定する。

3 事業内容

ESCO事業者は、設備の施工に関する調査、設計、施工を行い、施工完了した設備について当区へ引き渡し、その後省エネルギー効果の検証や運転に関する助言、効果保証等のサービスを提供する。詳細な内容については別紙「仕様書」のとおり。

4 契約期間

契約締結日の翌日（令和6年10月予定）から令和15年3月31日まで

5 履行場所

別紙「対象施設一覧」のとおり

6 契約方式

ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）

※本事業に係る費用については区で調達する。また、区の指定する更新設備はすべて更新すること。

7 契約限度額

1,445,168,000円（消費税等含む）

※本事業は令和14年度までの債務負担を設定している。この金額を超えた見積金額については提案を無効とする。

8 応募者について

(1) 応募者は、本事業を行う能力を有する単独事業者又は複数の事業者を構成員とするグループとする。

(2) グループで応募する場合は、グループの代表となる事業者（以下、「代表事業者」という。）を取り決めること。代表事業者は当区との窓口となり、本プロポーザルの提案や契約等の諸手続を執り行い、事業全体を統括し業務遂行の責を負うものとする。

- (3) グループで応募する場合は、参加申請時に、グループの全構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) グループの構成員は、単独事業者として応募することはできず、他の応募者のグループの構成員になることもできない。
- (5) 原則として応募者、またはグループの構成員については応募後の変更は認めない。ただし、区がやむを得ない事情であると認めた場合については、この限りではない。

9 応募資格

参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日（令和6年4月12日）とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。なお、グループの構成員についても、第3号及び第9号を除く全てを満たすこととする。第9号については、施工を主として担当する構成員が満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 国税・地方税に滞納がないこと。また、過去3年間に停止処分を受けていないこと。
- (3) 東京都に本社または営業所等があること。
- (4) 経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (9) 本事業の施工に必要な建設業許可があり、必要な経営事項審査の決定を受けていること。

10 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、参加申込書兼誓約書（第1号様式）を令和6年4月26日（金）午後5時までに事務局に提出すること。区は参加申し込みをした者に対して、提案に必要なLED化機器等提案一覧（第9号様式）及び平面図についてデータで提供する。

その後、参加申込書兼誓約書を除く「14（1）提出書類」を、令和6年6月12日（水）午後5時までに事務局に提出することとし、持参、郵送、または区の指定するデータ転送サービスを活用すること。提出あたっては、あらかじめ事務局へ連絡し、提出方法や来庁日時の調整、ファイル転送の設定依頼などを行うこと。

グループで応募する場合については、会社の概要資料を構成員ごとに提出するとともに「共同体協定書」（第3号様式）及び「委任状」（第4号様式）についても企画書等の提出に併せ提出すること。

11 参加の辞退

参加申込書兼誓約書等を提出した事業者（以下、「参加事業者」という。）は、令和6年6月12日（水）午後5時までに、「プロポーザル参加辞退届」（第5号様式）を事務局へ提出することで、プロポーザルを辞退することができる。提出方法は、持参、郵送、またはメールとする。持参の場合は来庁日時を事務局へ連絡することとし、郵送の場合は書留（締切日時に必着）に限る。

12 質疑・回答

（1）参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「質問書」（第6号様式）を以下の通り提出する。

- ・ 提出期限：令和6年5月15日（水） 午後5時
- ・ 提出方法 メールによる

Mail kyoiku-shisetsu@city.shinjuku.lg.jp

（2）質疑に対する回答

回答は、令和6年5月22日（水）までに区公式ホームページに掲出し、公表する。

13 配布書類

- （1） 新宿区立津久戸小学校外51施設照明LED化ESCO事業に係るプロポーザル募集要項（本書）
- （2） 仕様書
- （3） 参加申込書兼誓約書（第1号様式）
- （4） ESCO事業契約実績確認書（第2号様式）
- （5） 見積書（第7号様式）
- （6） 企画提案書（第8号様式）
- （7） 質問書（第6号様式）
- （8） プロポーザル参加辞退届（第5号様式）
- （9） 共同体協定書（第3号様式）
- （10） 委任状（第4号様式）

14 企画提案書等の作成及び提出方法

（1）提出書類

以下①～⑧の資料を提示された部数、提出すること。提出にあたり1部を原本として、②～⑤の原本以外の資料については、黒塗り等企業名のわからないような措置をとり提出すること。

データで提出する場合は原本データと企業名部分を黒塗りしたPDFデータ等により提出すること。⑥、⑦については原則データで提出すること。

なお、グループの場合、②、③については、全ての構成員が提出すること。⑧については工事を主として担当する構成員が提出すること。

- ① 参加申込書兼誓約書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・・1部
- ② 会社概要※1（自由様式）・・・・・・・・・・・・・11部
- ③ 財務諸表（直近3年分）・・・・・・・・・・・・・11部
- ④ ESCO事業契約実績確認書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・11部
- ⑤ 見積書（第7号様式）・・・・・・・・・・・・・11部（原本のみ押印）
- ⑥ LED化機器等提案一覧（第9号様式）・・・・・・・・・・・・・データ提出
- ⑦ 企画提案書（第8号様式）・・・・・・・・・・・・・データ提出
- ⑧ 建設業許可証（写）及び経営事項審査に係る結果通知書（写）・・・・・・・・11部

※1 会社概要については、商号、設立年月日、代表者、資本金、所在地、従業員数がわかるようにすること。企業のHP、パンフレット等の提出で、必要項目の全部又は一部を説明するもので構わない。

※2 グループで申し込む場合は、上記の書類に加え、共同体協定書（第3号様式）、委任状（第4号様式）の写しをそれぞれ1部提出すること。

（2）企画提案書（第8号様式）の作成

- ① A4判 縦長横書き 片面印刷 左片綴じとする。
- ② 企画提案書と同じ体裁・書式であれば、編集ソフト・フォント・文字の大きさは問わない。但し、企画提案書に記載の設問・枠等は全て記載すること。
- ③ 参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないものとする。
- ④ 提案書の文言の表記は、可能な限りわかりやすく平易な表現なものとする。
- ⑤ 以下の項目について提案するものとする。
 - i) 提案概要
 - ii) 機器の性能等
 - iii) 施工方法等
 - iv) 学習環境の改善等につながる工夫
 - v) 省エネルギー効果検証等
 - vi) その他

（3）提出方法

- ① 提出期限
令和6年6月12日（水）午後5時（必着）
期限以降の提出は無効とする。
- ② 受付時間
午前8時30分～午後5時（閉庁日を除く）
※持参の場合
- ③ 提出場所
新宿区教育委員会事務局 学校運営課
（新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎 4F）
※持参、郵送の場合

④ その他

「14(1)提出書類」の他の書類と併せて提出すること。(参加申込書兼誓約書を除く)
また、提出にあたっては、あらかじめ事務局へ連絡し、提出方法や来庁日時の調整、ファイル転送の設定依頼などを行うこと。

(4) その他

- ① 応募は1事業者(グループ)1案のみとする。複数の提案は受け付けない。
- ② 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

15 企画提案の選定方法

新宿区立津久戸小学校外51施設照明LED化ESCO事業に係る事業者選定評価委員会が、以下の通り選定を行う。

(1) 第1段階評価(企画提案書類評価・コストパフォーマンス評価)

選定委員会は、以下①②の合計点を第1段階評価点とし、上位3者程度を、第2段階評価を行う通過事業者とする。ただし、評価基準点を満たさない場合は、第1段階評価点に関わらず不採用とし、通過事業者選定の順位には含めない。通過事業者決定後、参加事業者全員に対して選定結果を「新宿区立津久戸小学校外51施設照明LED化ESCO事業プロポーザル第1段階評価結果について」(第10号様式、第11号様式)により通知する。

①企画提案書類評価点

参加者から提出された企画提案書類を、評価基準に基づき評価した、各委員の評価点の平均。

②コストパフォーマンス評価点

見積書の価格及び企画提案書を基に算出した評価点。

(2) 第2段階評価(プレゼンテーション評価)

第1段階の通過事業者は、提案内容に係るプレゼンテーションを行い、選定委員が評価基準に基づき評価する。

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、最大3名以内とする。なお、回答に時間を要すると思われる質疑及び要望事項がある場合、第1段階評価終了後に第2段階評価を行う事業者に対して当該事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

① 実施場所：本庁舎3階302会議室

※ 実施時間：計50分(プレゼンテーション30分、ヒアリング20分)

※ プレゼンテーションに必要な経費及び機材等の搬入は、すべて参加事業者の負担とする。

区の方でスクリーンとプロジェクターの用意はあるが、区は機器の不具合等の責任は一切とらない。

(3) 受託候補者の選定

第1段階評価点と第2段階評価点(第2段階評価の各選定委員の評価点の平均点)を合計したものを最終評価点とする。なお、民間提案制度において採用された提案を行った事業者については、第1段階評価点と第2段階評価点の合計に5%加点したものを最終評価点とする。最終評価点が最も高い者を、受託候補者として選定する。なお、最高点となった事業者が複数い

る場合、第2段階評価の各委員の平均点を評価項目ごとに順位付けを行い、最も多く「1位」に順位付けされた1者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点を複数の事業者が獲得し、その中に民間提案制度の採用事業者が含まれる場合は、当該事業者を受託候補者として選定する。また、選定後、受託候補者名をホームページにて公表する。

16 企画提案の評価内容

選定評価について、評価内容は下記の通りとする。

項目名	評価観点
事業遂行能力 (経営能力)	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り遂行できる能力を有しているか。 応募企業の経営・財務面は良好であるか。 実施体制の役割分担が明確になっているか。
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体の公共施設・学校施設等の照明のLED化のESCO事業の受注実績を有しているか。 公共のESCO事業の受注実績が多く信頼がおけるか。
機器の性能等	<ul style="list-style-type: none"> 機器の品質が高い、又は機器に対する保証内容が充実しているなど、長期間の使用に耐えられるものであるか。 各種センサ、調光コントローラ、調光機能付きLED照明器具などの省エネにつながる付加価値機能の提案があるか。
省エネルギー効果	<ul style="list-style-type: none"> 施工後の省エネ効果が十分にあるか。またその試算方法は具体的であるか。 LED化等による年間電気料金や維持管理等の削減予定額(率)が大きいのか。
学習環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 使用するLED照明器具等の設置により、学習環境の改善等につながる具体的提案があるか。 使用目的に応じて最適な照度等を実現する提案となっているか。
調査・設計 工事計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画は具体性・実現性を有するか。 定められた期間中に確実に完了できる工程となっているか。 施設運営に影響がないよう配慮されているか。 更新や修繕が容易にできる内容か(特殊施工や特殊な規格・形状の機器等を使用しないなど)
工品質および安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 工事中における工程管理、品質管理および安全管理等の留意点等が具体的であり、工事履行に関する信頼性があるか。 児童・生徒等への安全対策や、施工の影響の低減に繋がる具体的提案があるか。 不具合への対応が充実しているか。
省エネルギー効果検証等	<ul style="list-style-type: none"> 施工後の省エネルギー効果の検証方法等が具体的で精度の高いものであるか。 省エネルギー効果の保証や結果分析後の対応策等について、効果的な方法が考えられているか。
その他サービス向上や施策の推進等	<ul style="list-style-type: none"> その他区民サービスの向上や区の施策の推進のための有効な提案があるか。(環境学習につながる取組み、児童生徒以外の利用者のサービス向上、地域企業の登用など)

17 契約について

本件に係る契約締結にあたっては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に基づき、区議会の議決が必要であるため、仮契約を締結した後、令和6年第3回新宿区議会定例会での議決後に契約締結を行う。

18 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 公募掲載開始日 | 令和6年4月12日（金） |
| (2) 参加申込書等提出期限 | 令和6年4月26日（金）午後5時 |
| (3) 質疑受付期限 | 令和6年5月15日（水）午後5時 |
| (4) 質疑回答 | 令和6年5月22日（水） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和6年6月12日（水）午後5時 |
| (6) 第1段階評価 | 令和6年7月5日（金）発送 |
| (7) 第2段階評価 | 令和6年7月29日（月） |
| (8) 第2段階評価結果通知 | 令和6年8月5日（月）以降 |

※スケジュールは予定であるため、応募状況等に応じて、評価日程が変更となることがある。

19 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、選定評価、説明目的のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 企画提案書の提出期限後における差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された会社概要及び企画提案書等の所有権は、新宿区教育委員会事務局に帰属するものとする。
- (5) 選定会の会議内容は公開しない。ただし、第2段階評価のプレゼンテーション部分については公開で実施する。
- (6) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、新宿区情報公開条例に基づき、原則として提出書類等の公開を行う。
- (7) 選定結果についての異議申立ては、受理しない。
- (8) 選定された受託候補者が提案した内容については、選定の判断において重要な事項に抵触しない範囲で、新宿区と受託候補者双方の協議により変更することができる。
- (9) このプロポーザルは、業務の受託候補者を選定するためのものであり、契約の決定は、別途新宿区契約担当が行う。
- (10) 本件は、新宿区公契約条例及び条例施行規則に基づき、「労働環境の確認」を行う。詳しくは新宿区ホームページで確認すること。
- (11) 本事業は新宿区民間提案制度により採用した事業提案に基づいているため、当該採用事業提案を行った提案者については本プロポーザルの選定に当たり、インセンティブを付与する。

【問合せ】 新宿区教育委員会事務局 学校運営課 教育施設係
新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎4階
TEL03(5273)3106